

# 秋田県公報

秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成11年秋田県議会規則第1号）の一項を次のとおりに改正する。

様式第5号から様式第8号まで及び様式第十一号「電話」や「電話番号」による

この決定に不服がある場合の 救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定があつ たことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 6条の規定により、
-----------------------	--

ページ

四 次

議会告示

秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一項を改正する規程

(一・議会事務局総務課) ..... 1

秋田県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一項を改正する規程

(二・議会事務局総務課) ..... 2

教育委員会規則

秋田県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一項を改正する

規則(一七・教育庁総務課) ..... 19

秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一項を改正する規則

(一八・教育庁総務課) ..... 20

人事委員会規則

人事委員会規則(一四(人事委員会が保有する行政文書の公開等)の一部を改

正する規則) ..... 37

人事委員会規則(一六(人事委員会が取り扱う個人情報の保護)の一部を改

正する規則) ..... 38

ある場合は、この処分があったことを知った日  
60日以内に、秋田県議会に対して異議申立てを

す。

秋田県議会告示第一号  
秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一項を改正する規程を次の  
ように定める。

平成十七年三月三十一日

秋田県議会議長 鈴木洋一  
秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一項を改正する規程

は終る。

1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴  
え。

の訴えは、この処分があつたことを知った日  
月以内に、秋田県を被告として(訴訟において  
は、秋田県議長となります。)、提起する  
だし、その期間内であっても、処分の日の翌日  
経過したときは、処分の取消しの訴えを提起す  
る。

は終る。

対する決定があつたことを知った日の翌日から提起することができます。ただし、その期間内の翌日から起算して1年を経過したときは、これを提起することができません。

## 附 則

1)の規程は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県議会告示第一号

秋田県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

秋田県議会議長 鈴木洋一

秋田県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

秋田県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十三年秋田県議会告示第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二十一条第四項、第二十五条第三項」を「第二十一条第五項、第二十五条第三項、第二十六条の八第二項」に改め、同項第一号中「法定代理人（「

を「遺族又は法定代理人（）に改め、「当該」及び「その他」の下に「遺族又は」を加え、「の資格」を「である」としに改め、同項第二号中「の資格」を「である」としに改め、同項第四号中「に係る法人登記簿謄本」を「の登記事項証明書」に改め

第五条第一項中「第十四条第一項」を「第十四条第三項」に、「第十九条第三項」

を「第十九条各項」に改め、同条第一項中「第十四条第一項において準用する条例

第十四条第二項」を「第二十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各

項」に、「第二十六条第一項又は第三項」を「第二十六条の二各項」に改め、同条第

三項中「第二十七条第二項において準用する条例第十四条第一項」を「第二十七条第

三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同項を同条第四項とし、

同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項前段の規定は、条例第二十六条の七第三項の規定により利用停止請求をし

た法定代理人について準用する。この場合において、第一項前段中「第十九条各

項」とあるのは、「第二十六条の十各項」と読み替えるものとする。

第六条第一項を削り、同条第一項中「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改

め、同項第一号中「様式第四号」を「様式第二号」に改め、同項第一号中「様式第五号」を「様式第四号」に改め、同項第三号中「様式第六号」を「様式第五号」に改

め、同項第四号中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同項第五号中「が記録された行政文書」を削り、「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。

2 条例第十九条の二第二項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第八号）によるものとする。

3 条例第十九条の三の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第八号の二）によるものとする。

（個人情報開示請求事案移送通知書）

第六条の一 条例第十九条の四第一項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移

送通知書（様式第八号の三）によるものとする。

第七条第一項中「第二十条第一項」の下に「及び第一項」を加え、同条第一項中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

第九条第一項中「個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定」を「開示決定」に、「当該決定」を「当該開示決定」に改める。

第十四条第一項中「第二十六条第二項」を「第二十六条の二第一項」に改め、同項

各号中「を訂正する」を「について訂正をする」に改め、同条第一項中「第二十六条

第三項」を「第二十六条の二第二項」に改め、同条第三項中「第二十六条第四項にお

いて準用する条例第十九条第一項」を「第二十六条の三第二項」に改め、同条に次の

一項を加える。

4 条例第二十六条の四の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知

書（様式第十五号の二）によるものとする。

第十四条の二 条例第二十六条の五第一項の規定による通知は、個人情報訂正請求事

案移送通知書（様式第十五号の三）によるものとする。

（個人情報訂正通知書）

第十四条の三 条例第二十六条の六の規定による通知は、個人情報訂正通知書（様式

第十五号の四）によるものとする。

（個人情報利用停止請求書）

第十四条の四 条例第二十六条の八第一項の規定による書面の提出は、個人情報利用

停止請求書（様式第十五号の五）によるものとする。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第十四条の五 条例第二十六条の十第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる区

分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

一 個人情報の取扱いについて秋田市長がやむ由の決定をつたしや 個人情報秋田市  
止決定期通知書(様式第十五号印のK)

一 個人情報の一部に亘りて秋田市長がやむ由の決定をつたしや 個人情報部会  
用停止決定期通知書(様式第十五号印のJ)

2 条例第二十一条の十一項の規定による定期通知書、個人情報部会用停止定期通知書  
(様式第十五号印のH) によるものとする。

3 条例第二十一条の十一項の規定による定期通知書、個人情報部会用定期通知書  
延長定期通知書(様式第十五号印のI) によるものとする。

4 条例第二十一条の十一項の規定による定期通知書、個人情報部会用定期通知書  
定期通知書(様式第十五号印のL) によるものとする。

の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の  
算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において  
表する者は、秋田県議會議長となります。)、提起する  
ます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日  
止める。

1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴  
申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から  
月以内に提起することができます。ただし、その期間内  
、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、  
しの訴えを提起することができません。

について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴  
申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から  
月以内に提起することができます。ただし、その期間内  
、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、  
しの訴えを提起することができません。

様式印の記入欄

この決定に不服がある場合の  
救済方法

この決定に不服がある場合は、この決  
定があつたことを知った日の  
審査法第6条の規定により、  
す。

この処分に不服がある場合の  
救済方法

1 この処分  
の翌日から  
することが  
2 この処分  
翌日から起  
秋田県を代  
ことができる  
から起算し  
ることがで  
3 この処分  
えは、異議  
起算して6  
であつても  
処分の取消

この決定に不服がある場合の  
救済方法

1 この決定に不服がある場合は、この決  
定があつたことを知った日の  
審査法第6条の規定により、  
す。

この処分に不服がある場合の  
救済方法

1 この処分  
の翌日から  
することが  
2 この処分  
翌日から起  
秋田県を代  
ことができる  
から起算し  
ることがで  
3 この処分  
えは、異議  
起算して6  
であつても  
処分の取消

この決定に不服がある場合の  
救済方法

1 この決定に不服がある場合は、この決  
定があつたことを知った日の  
審査法第6条の規定により、  
す。

この処分に不服がある場合の  
救済方法

1 この決定に不服がある場合は、この決  
定があつたことを知った日の  
審査法第6条の規定により、  
す。

この処分に不服がある場合の  
救済方法

1 この決定に不服がある場合は、この決  
定があつたことを知った日の  
審査法第6条の規定により、  
す。

この決定に不服がある場合の  
救済方法

1 この決定に不服がある場合は、この決  
定があつたことを知った日の  
審査法第6条の規定により、  
す。

この決定に不服がある場合の  
救済方法

1 この決定に不服がある場合は、この決  
定があつたことを知った日の  
審査法第6条の規定により、  
す。

他の実施機関 実施機関以外の県の機関  
国・他の地方公共団体 独立行政法人等・地方独立行政法人  
法人その他の団体 個人 ( )

他の実施機関 実施機関以外の県の機関  
国・他の地方公共団体 独立行政法人等・地方独立行政法人  
法人その他の団体 個人 ( )

同一実施機関内 他の実施機関  
実施機関以外の県の機関 国・他の地方公共団体  
独立行政法人等・地方独立行政法人  
法人その他の団体 個人 ( )

同一実施機関内 他の実施機関  
実施機関以外の県の機関 国・他の地方公共団体  
独立行政法人等・地方独立行政法人  
法人その他の団体 個人 ( )

同一実施機関内 他の実施機関  
実施機関以外の県の機関 国・他の地方公共団体  
独立行政法人等・地方独立行政法人  
法人その他の団体 個人 ( )

同一実施機関内 他の実施機関  
実施機関以外の県の機関 国・他の地方公共団体  
独立行政法人等・地方独立行政法人  
法人その他の団体 個人 ( )

同一実施機関内 他の実施機関  
実施機関以外の県の機関 国・他の地方公共団体  
独立行政法人等・地方独立行政法人  
法人その他の団体 個人 ( )

同一実施機関内 他の実施機関  
実施機関以外の県の機関 国・他の地方公共団体  
独立行政法人等・地方独立行政法人  
法人その他の団体 個人 ( )

同一実施機関内 他の実施機関  
実施機関以外の県の機関 国・他の地方公共団体  
独立行政法人等・地方独立行政法人  
法人その他の団体 個人 ( )

同一実施機関内 他の実施機関  
実施機関以外の県の機関 国・他の地方公共団体  
独立行政法人等・地方独立行政法人  
法人その他の団体 個人 ( )

同一実施機関内 他の実施機関  
実施機関以外の県の機関 国・他の地方公共団体  
独立行政法人等・地方独立行政法人  
法人その他の団体 個人 ( )

個人情報取扱委託の事務（委託の内容：有無）

時のもを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

卷之三

卷之三

様式第二号を削る。

指定管理者が扱う  
個人情報取扱事務

二、回数券の供与「法定代理人」や「遺族又は法定代理人」と「その資格」や「遺族又は法定代理人であること」が認められ、回数券の供与次のものが認められる。

報

4

県

秋

3項 始是「法定代理人記載欄」法定代理人始「還族，法定代理人記載欄」

遺族又は法定代理人 少  
未成年者 成

年被後見人  
死  
死者  
未成年者

死者未成年者

成年被後見人による「住所」の次に「居所」を記載する。

に改め、同様式の項「法定代理人」を「遺

族又は法定代理人」立「その資格」或「遺族又は法定代理人であること」立なる、同様式の社員登録用紙である。

5 本人が死者である場合は、「本人の住所（居所）及び氏名等」欄には、死亡

## 様式第8号 個人情報開示決定等期間延長通知書(第6条関係)

(A4判)

## 個人情報開示決定等期間延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の2第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容			
秋田県個人情報保護条例第19条の2 第1項に規定する期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長後の決定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長の理由			
事務担当課	秋田県議会事務局 電話番号		
備考			

## 様式第8号の2 個人情報開示決定等期間特例延長通知書(第6条関係)

(A4判)

## 個人情報開示決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2 第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期間 及びその内容	年 月 日から 年 月 日まで (内容)
残りの個人情報について 開示決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第19条の3 の規定を適用する理由	<p>開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。</p> <p>内容説明 :</p>
事務担当課	秋田県議会事務局 電話番号
備考	

## 様式第8号の3 個人情報開示請求事案移送通知書(第6条の2関係)

(A4判)

## 個人情報開示請求事案移送通知書

記号及び番号

年月日

様

秋田県議会議長

印

年月日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の4第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の開示決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

開示請求に係る個人情報の内容			
移送を受けた実施機関			
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	部(所) 電話番号	課(室)	班(担当)
移送をした日	年月日		
移送をした理由			
移送をした実施機関の事務担当課	秋田県議会事務局 電話番号	課	班

## 秋田県公署

懸念票大印「ヒオリ

「ヒオリあなた(貴団体)に」

「法定代理人

8

開する情報の内容	に し ゆ る か い じ ん の 内 容 は な く あ り ま す
開示請求に係る個人情報に含まれるあなたの(貴団体)に関する情報の内容	

回懸票の(記載)母「住所」の次「(居所)」や是べ「開示決定に反対する部分」や「開示請求に係る個人情報に含まれる私(当団体)に関する情報のうち開示に反対する部分」立証矣。

懸念票十印「の」に「のあなた(貴団体)に」立証矣「第19条第1項」の次「(第2項)」や是べ「第20条第2項」や「第20条第3項」の「記録された」に「記録されたあなた(貴団体)に」立証矣。

懸念票十印「の」母「請求者住所」の次「(居所)」や是べ「第2項」の次「、第3項」や是べ「(訂正請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)」や「(開示を受けた日) 年 月 日」(訂正請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)」

法定代理人	未成年者	成年被後見人
記載欄	法定代理人	遺族・法定代理人記載欄
	死者	未成年者
	未成年者	成年被後見人

「法定代理人」

未成年者

成年被後見人

「法定代理人」

未成年者

成年被後見人

「法定代理人」

回懸票の母「法定代理人」

回懸票の母「法定代理人」

住 所	母
-----	---

「法定代理人」

回懸票の母「法定代理人」

回懸票の母「法定代理人」

「法定代理人」

回懸票の母「法定代理人」

回懸票の母「法定代理人」

「法定代理人」

回懸票の母「法定代理人」

回懸票の母「法定代理人」

回懸票の(記載)母「住所」の次「(居所)」や是べ「開示請求に係る個人情報に含まれる私(当団体)に関する情報のうち開示に反対する部分」や「開示請求に係る個人情報に含まれる私(当団体)に関する情報のうち開示に反対する部分」立証矣。

6 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

懸念票十印「の」母「第26条第1項」や「第26条の2第1項」の「次の」や「、次き」や是べ「を訂正する」や「の訂正をする」立証矣「、同条第2項の規定に基づき」や是べ。

懸念票十印「第26条第1項」や「第26条の2第1項」の「次の」や「、次の」立「を訂正する」や「の一部について訂正をする」立証矣「、同条第2項の規定に基づき」や是べ。

懸念票十印「第26条第1項」や「第26条の2第2項」の「次の」や「、次の」立「個人情報を」や「個人情報の」立「訂正しない」や「訂正をしない」立証矣「、同条第3項の規定に基づき」や是べ。

を具体的に記入してください。)

訂正を求める内容	(訂正を求める箇所及び訂正の内容を具体的に記入してください。)
----------	---------------------------------

訂正請求の内容及び理由	(訂正請求の内容及び理由)
-------------	---------------

の3第2項」に「訂正するかどうかの決定をする」や「訂正決定等の」に「第26条第1項」や「第26条の3第1項」に沿る回数付の次回の回数付を是べ。

## 様式第15号の2 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第14条関係)

(A4判)

## 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の4の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容			
秋田県個人情報保護条例第26条の3 第1項に規定する期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長後の訂正決定等をする期限	年 月 日		
秋田県個人情報保護条例第26条の4 の規定を適用する理由			
事務担当課	秋田県議会事務局 電話番号	課	班
備考			

## 様式第15号の3 個人情報訂正請求事案移送通知書(第14条の2関係)

(A4判)

## 個人情報訂正請求事案移送通知書

記号及び番号

年月日

様

秋田県議会議長

印

年月日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の5第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の訂正決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

訂正請求に係る個人情報の内容			
移送を受けた実施機関			
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	部(所)	課(室)	班(担当)
電話番号			
移送をした日	年月日		
移送をした理由			
移送をした実施機関の事務担当課	秋田県議会事務局	課	班
	電話番号		

## 様式第15号の4 個人情報訂正通知書(第14条の3関係)

(A4判)

## 個人情報訂正通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県議会議長

印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正をしたので、秋田県個人情報保護条例第26条の6の規定により通知します。

提 供 し た 個 人 情 報 の 内 容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
事 务 担 当 課	秋田県議会事務局 電話番号
備 考	

## 様式第15号の5 個人情報利用停止請求書(第14条の4関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止請求書

年 月 日

秋田県議会議長 様

(郵便番号 )

請求者 住 所(居所)

氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の  
氏名並びに主たる事務所の所在地 )

電話番号

秋田県個人情報保護条例第26条の7第1項(第2項、第3項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	(開示を受けた日) 年 月 日		
	(利用停止請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)		
利用停止請求の内容及び理由	利用の停止	消去	提供の停止
	(利用停止請求の内容を具体的に記入してください。)		
(利用停止請求の理由)			

(遺族・法定代理人記載欄) 遺族又は法定代理人が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本人の区分	死者	未成年者	成年被後見人
	氏名		
本人の住所(居所)及び氏名等	住所(居所)	(郵便番号 )	
		電話番号	

注1 ある欄には、該当する項目のにレ印を付してください。

2 法定代理人が請求する場合において当該法定代理人が法人であるときは、法人代表者印を押印の上、その印鑑証明書を添付してください。

3 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。

4 遺族又は法定代理人が請求する場合には、遺族又は法定代理人に係る注3の書類のほか、遺族又は法定代理人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。

5 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

(職員記載欄) この欄には、記入しないでください。

請求者本人の確認	運転免許証 その他( )	旅券	健康保険証 ( )
請求資格の確認	戸籍謄本	その他( )	
事務担当課	秋田県議会事務局	課	班
備考			

## 様式第15号の6 個人情報利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容			
利 用 停 止 の 内 容			
利 用 停 止 年 月 日	年 月 日		
利 用 停 止 の 理 由			
事 务 担 当 課	秋田県議会事務局 電話番号	課	班
備 考			

## 様式第15号の7 個人情報部分利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報部分利用停止決定通知書

記号及び番号

年月日

様

秋田県議会議長

印

年月日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部について利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容			
利用停止の内容			
利用停止年月日	年月日		
部分利用停止とする理由			
事務担当課	秋田県議会事務局	課	班
	電話番号		
この処分に不服がある場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県議会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県議会議長となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>		

## 様式第15号の8 個人情報非利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報非利用停止決定通知書

記号及び番号

年月日

様

秋田県議会議長

印

年月日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容			
利用停止をしない理由			
事務担当課	秋田県議会事務局	課	班
この処分に不服がある場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県議会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県議会議長となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>		

## 様式第15号の9 個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止決定等期間延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の11第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容			
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第1項に規定する期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長後の決定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長の理由			
事務担当課	秋田県議会事務局 電話番号		
備考			

## 様式第15号の10 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の12の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容			
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第1項に規定する期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長後の利用停止決定等をする期限	年 月 日		
秋田県個人情報保護条例第26条の12 の規定を適用する理由			
事務担当課	秋田県議会事務局	課	班
	電話番号		
備考			

## 報公秋田

秋田県教育委員会が保育園の公認等に係る異議(留保第十一)は秋田県  
第3項 や是正申出」 や「是正の申出に」 や「認める」 や「思料する」  
や「を求める内容」 や「の申出の内容」 や「法定代理人記載欄」 法定代理人  
や「遺族・法定代理人記載欄」 遺族又は法定代理人 や「電話番号」 や  
や「電話」 や「電話番号」 や「法定代理人」 や「

未成年者	成年被後見人	死
------	--------	---

者 未成年者 成年被後見人 死ぬる「の住

所」 の次に「(居所)」 や「住所」 や「住所」 や「の住  
所」 や「住所」 や「住所」 や「の住

所の次に「法定代理人」 や「遺族又は法定代理人」 や「その資格」 や「遺族又は  
法定代理人であること」 や「必ず、回数回の提出をもつては認められぬ。

5 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡  
時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要で  
す。

秋田県教育委員会は、「是正申出に係る個人情報」 や「是正の申出に係る個人情報」 や  
「是正を求められた」 や「是正の申出の」 や「

茎部

IJの規定せ、甲戌十七世回四、口かひ處に付。

## 教 業 異 議 申 請 形 式

秋田県教育委員会が保育園の公認等に係る異議の「始める日」の異議申  
請書。

甲戌十七世回四、口かひ處に付。

秋田県教育委員会が保育園の公認等に係る異議の「始める日」の異議申  
請書。

秋田県教育委員会が保育園の公認等に係る異議の「始める日」の異議申  
請書。

ある場合は、この処分があつたことを知つた日  
60日以内に、秋田県教育委員会に対し異議申  
きます。

の訴えは、この処分があつたことを知つた日  
月以内に、秋田県を被告として(訴訟において  
は、秋田県教育委員会となります。)、提起す  
ただし、その期間内であつても、処分の翌  
を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起  
ん。

この決定に不服がある場合の 法	この決定に不服がある場合は、この決定があつ たことを知つた日の 6条の規定により、 ます。
数 清 方	この処分に不服がある場合の 法
秋田県教育委員会に異議申立てをすることが可能 な場合は、この処分に不服がある場合は、この決定があつ たことを知つた日の 6条の規定により、 ます。	

この決定に不服がある場合の 法	この決定に不服がある場合は、この決定があつ たことを知つた日の 6条の規定により、 ます。
秋田県教育委員会に異議申立てをすることが可能 な場合は、この処分に不服がある場合は、この決定があつ たことを知つた日の 6条の規定により、 ます。	

秋田県教育委員会が保育園の公認等に係る異議(留保第十一)は秋田県  
の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第  
秋田県教育委員会に異議申立てをすることが可能  
な場合は、この決定に不服がある場合は、この決定があつ  
たことを知つた日の  
6条の規定により、  
ます。

対する決定があつたことを知った日の翌日から施行することができます。ただし、その期間内に該当する場合は、その翌日から起算して1年を経過したときは、これを施行することができません。

## 附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を

「」に公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 渡 部 聰

秋田県教育委員会規則第十八号

秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二十一条第四項、第二十五条第三項」を「第二十一条第五項、第二十五条第三項、第二十六条の八第二項」に改め、同項第一号中「法定代理人(「遺族又は法定代理人(「当該」及び「その他」の下に「遺族又は」を加え、「の資格」を「であること」に改め、同項第三号中「の資格」を「である」と)に改め、同項第四号中「に係る法人登記簿謄本」を「の登記事項証明書」に改める。

第五条第一項中「第十四条第一項」を「第十四条第三項」に、「第十九条第三項」

を「第十九条各項」に改め、同条第一項中「第二十四条第二項において準用する条例第十四条第二項」を「第二十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に、「第二十六条第一項又は第三項」を「第二十六条の二各項」に改め、同条第三項中「第二十七条第二項において準用する条例第十四条第二項」を「第二十七条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同項を同条第四項として、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項前段の規定は、条例第一十六条の七第三項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第一項前段中「第十九条各項」とあるのは、「第二十六条の十各項」と読み替えるものとする。

第六条第一項を削り、同条第一項中「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同項第一号中「様式第四号」を「様式第二号」に改め、同項第一号中「様式第五

号」を「様式第四号」に改め、同項第二号中「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同項第四号中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同項第五号中「が記録された行政文書」を削り、「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。

2 条例第十九条の二第二項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第八号)によるものとする。

3 条例第十九条の三の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第八号)によるものとする。

第六条の次に次の二条を加える。

(個人情報開示請求事案移送通知書)

第六条の二 条例第十九条の四第一項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書(様式第八号の三)によるものとする。

第七条第一項中「第二十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

第九条第一項中「個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定」を「開示決定」に、「当該決定」を「当該開示決定」に改める。

第十四条第一項中「第二十六条第二項」を「第二十六条の二第一項」に改め、同項各号中「を訂正する」を「について訂正をする」に改め、同条第二項中「第二十六条第三項」を「第二十六条の二第二項」に改め、同条第三項中「第二十六条第四項において準用する条例第十九条第二項」を「第二十六条の二第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 条例第二十六条の四の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第十五号の二)によるものとする。

第十四条の次に次の四条を加える。

(個人情報訂正請求事案移送通知書)

第十四条の二 条例第二十六条の五第一項の規定による通知は、個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第十五号の三)によるものとする。

(個人情報訂正通知書)

第十四条の三 条例第二十六条の六の規定による通知は、個人情報訂正通知書(様式第十五号の四)によるものとする。

(個人情報利用停止請求書)

第十四条の四 条例第二十六条の八第一項の規定による書面の提出は、個人情報利用停止請求書(様式第十五号の五)によるものとする。

(個人情報利用停止決定通知書等)

第十四条の五 条例第二十六条の十第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる区

分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- 一 個人情報の全部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報利用停止決定通知書（様式第十五号の六）

二 個人情報の一部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報部分利用停止決定通知書（様式第十五号の七）

条例第二十六条の十第二項の規定による通知は、個人情報非利用停止決定通知書（様式第十五号の八）によるものとする。

条例第二十六条の十一第二項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第十五号の九）によるものとする。

条例第二十六条の十二の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第十五号の十）によるものとする。

ことができる。この取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において表する者は、秋田県教育委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌年1月を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起できません。

についての異議申立てをした場合の処分の取消しの申請に対する決定があつたことを知った日の翌日から5月以内に提起することができます。ただし、その期間内に、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この訴えを提起することができません。

他の実施機関	実施機関以外の県の機関	出 個
国・他の地方公共団体	法人その他の団体	

他の実施機関	実施機関以外の県の機関
国・他の地方公共団体	
独立行政法人等・地方独立行政法人	
法人その他の団体	個人
	( )

		版報道等
	( )	」
		他
同一実施機関内		他の実施機関
		実施機関以外の県の機関
		国・他の地方公共団体
		独立行政法人等・地方独立行政法人
		法人その他の団体
		個人
	( )	
		他の実施機関
		他

同一実施機関内	他の実施機関
実施機関以外の県の機関	国・他の地方公共団体
独立行政法人等・地方独立行政法人	
法人その他の団体	(個人)

に不服がある場合は、この処分があったことを知った日起算して60日以内に、秋田県教育委員会に対して異議申

個人情報取扱 事務の委託	有(委託の内容: 無)
-----------------	----------------

指定管理者が扱う 個人情報取扱事務	有(事務の内容: 無)
個人情報取扱 事務の委託	有(委託の内容: 無)

個人情報取扱 事務の委託	有(委託の内容: 無)
-----------------	----------------

4 この通知があった日から90日を経過した日以後は、開示を受けることができません。

5 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

様式欄に記入。

6、「回送付印」印の「次の」や「次の」とおり、「その資格」や「遺族又は法定代理人であること」印の「遺族又は法定代理人」印、「法定代理人」印の「法定代理人」印、「その資格」や「遺族又は法定代理人であること」印の「回送付印」印の「次のもの」印。

5 この通知があった日から90日を経過した日以後は、開示を受けることができません。

様式欄に記入。

6、「回送付印」印の「第19条第1項」や「第19条第3項」印、「次の」や「次の」印の「、同条第3項の規定に基づき」印、「回送付印」印の「次の」印、「回送付印」印の「第19条第1項」や「第19条第3項」印、「次の」や「、次の」印の「、同条第3項の規定に基づき」印、「回送付印」印の「次の」印、「回送付印」印の「第19条第1項」や「第19条第3項」印、「次の」や「、次の」印の「、同条第3項の規定に基づき」印、「回送付印」印の「記録された行政文書」印、「回送付印」印の「次の」印、「回送付印」印の「次の」印。

年被後見人

未成年者

成年者

成年被後見人

死者

未成年者

住所  
住所  
(住所)

7 族又は法定代理人」印の「その資格」や「遺族又は法定代理人であること」印の「回送付印」印の「次のもの」印。

## 様式第8号 個人情報開示決定等期間延長通知書(第6条関係)

(A4判)

## 個人情報開示決定等期間延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の2第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容		
秋田県個人情報保護条例第19条の2 第1項に規定する期間	年 月 日から	年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から	年 月 日まで
延長の理由		
事務担当課所等	課(室・所) 電話番号	班
備考		

## 様式第8号の2 個人情報開示決定等期間特例延長通知書(第6条関係)

(A4判)

## 個人情報開示決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2 第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期間 及びその内容	年 月 日から 年 月 日まで (内容)
残りの個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定を適用する理由	<p>開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。</p> <p>内容説明：</p>
事務担当課所等	課(室・所) 班 電話番号
備考	

## 様式第8号の3 個人情報開示請求事案移送通知書(第6条の2関係)

(A4判)

## 個人情報開示請求事案移送通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の4第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の開示決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

開示請求に係る個人情報の内容		
移送を受けた実施機関		
移送を受けた実施機関の 事務担当課所等	課(室・所) 電話番号	班
移送をした日	年 月 日	
移送をした理由		
移送をした実施機関の 事務担当課所等	課(室・所) 電話番号	班

秋田県公報

様式第九印中「とおり\_\_\_\_\_に」や「とおりあなた（貴団体）に」と

卷之三

2

二〇一〇年十一月

に  
か  
れ  
る  
情  
報  
の  
内  
容  
開示請求に係る個人情報に含まれるあなたの(貴団体)に関する情報の内容

記載欄) 法定代理人」又「遺族・法定代理人記載欄) 遺族又は法定代理人」

回数式の（定期）母「住所」の次に「（居所）」も記載。「開示決定に反対する部分」や「開示請求に係る個人情報に含まれる私（当団体）に関する情報のうち開示に反対する部分」に該当。

死者 未成年者 成年被後見

19条第1項」に記載、「第2項」に記載、「第20条第2項」に記載、「第20条第3項」に記載されたあなた(貴団体)に上記の記録された

人 \_\_\_\_\_ に於ける「の住所」の次に「(居所)」を号べ、  
住所 \_\_\_\_\_ を

第3項 や是べ 「 (訂正請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)」 や 「 (開示を受けた日) 年 月 日 (訂正請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください)

住所  
(居所)  
上記の「法定代理人」又は「遺族又は法定代理人」

さい。」  
訂正を求める内容

6 本人が死者である場合は、「本人の住所（居所）及び氏名等」欄には、死亡時のまのを記入してくだされ、この場合において、電話番号の記入は不要で

に記入してください。 )  
\_\_\_\_\_

の」上「を訂正する」や「の訂正をする」上なる「、同条第2項の規定に基づき」を罷<sup>ハ</sup>。

を具体的に記入してください。 )

機械識別回印印字「第26条第1項」や「第26条の2第2項」上、「次の」や「、次」、「個人情報を」や「個人情報の」上、「訂正しない」や「訂正をしない」上、各々「、同条第3項の規定に基づき」や記述<sup>18</sup>。

の3第2項」上「訂正するかどうかの決定をする」や「訂正決定等の」上「第26条第1項」及「第26条の3第1項」止る。回数の次に次のたまはる。

## 様式第15号の2 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第14条関係)

(A4判)

## 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の4の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容			
秋田県個人情報保護条例第26条の3 第1項に規定する期間	年	月	日から
	年	月	日まで
延長後の訂正決定等をする期限	年 月 日		
秋田県個人情報保護条例第26条の4 の規定を適用する理由			
事務担当課所等	課(室・所) 班 電話番号		
備考			

## 様式第15号の3 個人情報訂正請求事案移送通知書(第14条の2関係)

(A4判)

## 個人情報訂正請求事案移送通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の5第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の訂正決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

訂正請求に係る個人情報の内容		
移送を受けた実施機関		
移送を受けた実施機関の 事務担当課所等	課(室・所) 電話番号	班
移送をした日	年 月 日	
移送をした理由		
移送をした実施機関の 事務担当課所等	課(室・所) 電話番号	班

## 様式第15号の4 個人情報訂正通知書(第14条の3関係)

(A4判)

## 個人情報訂正通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会

印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正をしたので、秋田県個人情報保護条例第26条の6の規定により通知します。

提供した個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課所等	課(室・所) 班 電話番号
備考	

## 様式第15号の5 個人情報利用停止請求書(第14条の4関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止請求書

年 月 日

秋田県教育委員会 様

(郵便番号 )

請求者 住 所(居所)

氏 名

( 法人にあっては、その名称及び代表者の  
氏名並びに主たる事務所の所在地 )

電話番号

秋田県個人情報保護条例第26条の7第1項(第2項、第3項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	(開示を受けた日) 年 月 日 (利用停止請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)
利用停止請求の内容及び理由	利用の停止 消去 提供の停止 (利用停止請求の内容を具体的に記入してください。)
	(利用停止請求の理由)

(遺族・法定代理人記載欄) 遺族又は法定代理人が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本人の区分	死者	未成年者	成年被後見人
本人の住所(居所) 及び氏名等	氏名		
	住所(居所)	(郵便番号 )	電話番号

注1 のある欄には、該当する項目のにレ印を付してください。

- 2 法定代理人が請求する場合において当該法定代理人が法人であるときは、法人代表者印を押印の上、その印鑑証明書を添付してください。
- 3 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。
- 4 遺族又は法定代理人が請求する場合には、遺族又は法定代理人に係る注3の書類のほか、遺族又は法定代理人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。
- 5 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

(職員記載欄) この欄には、記入しないでください。

請求者本人の確認	運転免許証 その他( )	旅券	健康保険証 ( )
請求資格の確認	戸籍謄本	その他( )	
事務担当課所等	課(室・所)	班	電話番号
備考			

## 様式第15号の6 個人情報利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利 用 停 止 の 内 容	
利 用 停 止 年 月 日	年 月 日
利 用 停 止 の 理 由	
事 務 担 当 課 所 等	課(室・所) 班 電話番号
備 考	

## 様式第15号の7 個人情報部分利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報部分利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部について利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
部分利用停止とする理由	
事務担当課所等	課(室・所) 班 電話番号
この処分に不服がある場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県教育委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

## 様式第15号の8 個人情報非利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報非利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容		
利用停止をしない理由		
事務担当課所等	課(室・所)	班
この処分に不服がある場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県教育委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>	

## 様式第15号の9 個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止決定等期間延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の11第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容		
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第1項に規定する期間	年 月 日から	年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から	年 月 日まで
延長の理由		
事務担当課所等	課(室・所) 電話番号	班
備考		

## 様式第15号の10 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の12の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容			
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第1項に規定する期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長後の利用停止決定等をする期限	年 月 日		
秋田県個人情報保護条例第26条の12 の規定を適用する理由			
事務担当課所等	課(室・所) 班 電話番号		
備考			

様式欄に記入する  
「申出者 住所」の欄（居所）」や「第2項」の欄、「第3項」の欄、「是正申出に」や「是正の申出に」の欄、「認める」や「思料する」の欄、「求める内容」や「の申出の内容」の欄、「法定代理人記載欄」の欄（法定代理人）

NQ°	様式第H印か、様式第H印もしくは様式第十一印の「電話」や「電話番号」に この決定に不服がある場合の 救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定があつ 翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 人事委員会に異議申立てをすることができます。
-----	--	--

未成年者 成年被後見人

1

著者年々成年被後見人に改め、「の住まい」

卷之三

所」の次に「(居所)」を加え、住所を改め、同様

卷之三

法定代理人であることは、に改め、同様式の注に次のように加える。

晴の日の参詣へ、いかゞまい。二の場合はに奉りて、靈説番の記入は不要である。

辯正課十七卯子「是正申出に係る個人情報」尙「是正の申出に係る個人情報」止  
「是正を求められた」尙「是正の申出の」止認め。

附 則

人事委員會規則

人事委員会規則一四（人事委員会が保有する行政文書の公開等）の一部を改正する規則をここに公布する。

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷  
員会が保有する行政文書の公開等)の一部を改

**規則一 四（人事委員会が保有する行政文書の公開等）**の一部を次のように改正す

ある場合は、この処分があつたことを知つた日60日以内に、秋田県人事委員会に対して異議申きます。  
の訴えは、この処分があつたことを知つた日月以内に、秋田県を被告として（訴訟においては、秋田県人事委員会となります。）、提起す  
ただし、その期間内であつても、処分の日の翌  
を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起  
ん。

提起することができます。ただし、その期間内の翌日から起算して1年を経過したときは、を基準することができません。

### 附 則

1)の規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則二・六（人事委員会が取り扱う個人情報の保護）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殿

人事委員会規則二・六（人事委員会が取り扱う個人情報の保護）の一部を改正する規則

規則二・六（人事委員会が取り扱う個人情報の保護）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二十一条第四項、第二十五条第三項」を「第二十一条第五項、第二十五条第三項、第二十六条の八第一項」に改め、同項第二号中「法定代理人（「遺族又は法定代理人（）」に改め、「当該」及び「その他」の下に「遺族又は」を加え、「の資格」を「である」と）に改め、同項第三号中「の資格」を「である」と）に改め、同項第四号中「に係る法人登記簿謄本」を「の登記事項証明書」に改める。

第五条第一項中「第十四条第一項」を「第十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同条第二項中「第二十四条第一項において準用する条例第十四条第二項」を「第二十四条第三項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に、「第二十六条の二第一項又は第三項」を「第二十六条の二各項」に改め、同条第三項中「第二十七条第二項において準用する条例第十四条第二項」を「第二十七条第二項」に、「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項前段の規定は、条例第二十六条の七第三項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第一項前段中「第十九条各項」とあるのは、「第二十六条の十各項」と読み替えるものとする。

第六条中第一項を削り、同条第二項中「第十九条第三項」を「第十九条各項」に改め、同項第一号中「様式第四号」を「様式第三号」に改め、同項第一号中「様式第五号」を「様式第四号」に改め、同項第三号中「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同項第四号中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同項第五号中「が記録さ

れた行政文書」を削り、「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。

2 条例第十九条の二第二項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知书（様式第八号）によるものとする。

3 条例第十九条の三の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知书（様式第八号の二）によるものとする。

第六条の次に次の二条を加える。

（個人情報開示請求事案移送通知書）

第六条の二 条例第十九条の四第一項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書（様式第八号の三）によるものとする。

第七条第一項中「第二十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

第九条第一項中「個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定」を「開示決定」に、「当該決定」を「当該開示決定」に改める。

第十四条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十六条の二第一項」に改め、同項各号中「を訂正する」を「について訂正をする」に改め、同条第二項中「第二十六条第三項」を「第二十六条の二第一項」に改め、同条第三項中「第二十六条第四項において準用する条例第十九条第二項」を「第二十六条の三第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 条例第二十六条の四の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知书（様式第十五号の二）によるものとする。

第十四条の次に次の四条を加える。

（個人情報訂正請求事案移送通知書）

第十四条の二 条例第二十六条の五第一項の規定による通知は、個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第十五号の三）によるものとする。

（個人情報訂正通知書）

第十四条の三 条例第二十六条の六の規定による通知は、個人情報訂正通知書（様式第十五号の四）によるものとする。

（個人情報利用停止請求書）

第十四条の四 条例第二十六条の八第一項の規定による書面の提出は、個人情報利用停止請求書（様式第十五号の五）によるものとする。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第十四条の五 条例第二十六条の十第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

一 個人情報の全部について利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報利用停

上決定通知書(様式第十号印の文)

1 個人情報の一部を秋田県にあわせたしやる個人情報を秋田県に  
用停止決定通知書(様式第十号印の文)

2 案例第116条の十第一項の規定による通知書で、個人情報を秋田県に決定通知書

(様式第十号印の文)によるものとする。

3 案例第116条の十一第一項の規定による通知書で、個人情報を秋田県に決定通知書

延長通知書(様式第十号印の文)によるものとする。

4 案例第116条の十一の規定による通知書で、個人情報を秋田県に決定通知書

延長通知書(様式第十号印の文)によるものとする。

」

様式印

報

秋

田 県 公 報

39

算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において表する者は、秋田県人事委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起できません。

について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から月以内に提起することができます。ただし、その期間内、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この訴えを提起できません。

この決定に不服がある場合は、この決  
翌日から起算して60日以内に、行政不服  
人事委員会に異議申立てをすることがで

救 清 方 法  
様式印

この決定に不服がある場合は、この決  
翌日から起算して60日以内に、行政不服  
人事委員会に異議申立てをすることがで

救 清 方 法  
様式印

定があつたことを知った日の  
審査法第6条の規定により、  
きます。

」

1 この処分  
の翌日から  
立てをする  
2 この処分  
翌日から起  
秋田県を代  
ることがで  
日起算す  
3 この処分  
えは、異議  
起算して6  
であつても  
処分の取消

版報道等  
人( )  
」

他の実施機関  
国・他の地方公共団体  
独立行政法人等・地方独立行政法人  
法人その他の団体  
個人( )

他の実施機関  
国・他の地方公共団体  
独立行政法人等・地方独立行政法人  
法人その他の団体  
個人( )

同一実施機関内  
実施機関以外の県の機関  
法人その他の団体  
個人( )

同一実施機関内  
実施機関以外の県の機関  
法人その他の団体  
個人( )

に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日  
起算して60日以内に、秋田県人事委員会に対して異議申  
ことができます。

の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の

共団体  
様式印

この処分に不服がある場合の  
救 清 方 法  
様式印

個人情報取扱  
有(委託の内容:

個人情報取扱  
有(委託の内容:

個人情報取扱  
有(委託の内容:

上、事務の委託無

指定管理者が扱う 個人情報取扱事務	有 無	(事務の内容: (委託の内容: 個人情報取扱 個人事務の委託
----------------------	--------	---

樣式第  
四

様に記載印叫做「次の」や「、次の」上者も「、同条第3項の規定に基づき」を通り、回送印の使用印叫做「法定代理人」や「遺族又は法定代理人」上、「その資格」を「遺族又は法定代理人であること」上者も「回送印の使用」のものと見なす。

武錦四圖を講式第三回に附す。

妻の親戚印印「第19条第1項」や「第19条第2項」は「次のとおり」や「、次のとおり個人情報の一部を」である、「、同条第3項の規定に基づき」や通常、回収印の印印「法定代理人」や「遺族又は法定代理人」は「その資格」や「遺族又は法定代理人であること」である、回収印の印印のものである。

ません。

卷首語|「原告「請求者 住 所」乙款「（居所）」及「第2項」乙款「、第3項」及「法定代理人記載欄」法定代理人」或「遺族・法定代理人記載欄」

遺族又は法定代理人」

卷之三

十一

成年被繼承人には、「○の住戸」の「○（屋敷）・地図」

1

止認め、回数税の供ナ廿「法定代理人」、或「遺

族又は法定代理人」に「その資格」や「遺族又は法定代理人であること」となる  
用語の出現が認められる。

5 本人が死者である場合は、「本人の住所（居所）及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要で

## 様式第8号 個人情報開示決定等期間延長通知書(第6条関係)

(A4判)

## 個人情報開示決定等期間延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の2第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容		
秋田県個人情報保護条例第19条の2 第1項に規定する期間	年 月 日から	年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から	年 月 日まで
延長の理由		
事務担当課	課 電話番号	班
備考		

## 様式第8号の2 個人情報開示決定等期間特例延長通知書(第6条関係)

(A4判)

## 個人情報開示決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の3の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第19条の2 第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期間 及びその内容	年 月 日から 年 月 日まで (内容)
残りの個人情報について 開示決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第19条の3 の規定を適用する理由	<p>開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。</p> <p>内容説明:</p>
事務担当課	課 班 電話番号
備考	

## 様式第8号の3 個人情報開示請求事案移送通知書(第6条の2関係)

(A4判)

## 個人情報開示請求事案移送通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、秋田県個人情報保護条例第19条の4第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の開示決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

開示請求に係る個人情報の内容			
移送を受けた実施機関			
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	部(所)	課(室)	班(担当)
	電話番号		
移送をした日	年 月 日		
移送をした理由			
移送をした実施機関の事務担当課	課	班	
	電話番号		

「 <u>遺族様大仰母「ヒオリ</u> 」に」 も「ヒオリあなた（貴団体）に」 」		「法定代理人」			
に 開する情報の内容		開示請求に係る個人情報に含まれるあなたの（貴団体）に関する情報の内容			
回様様（靈靈）母「住所」の <del>以下</del> （居所）」 も <del>是べ</del> 「開示決定に反対する部分」 も「開示請求に係る個人情報に含まれる私（当団体）に関する情報のうち開示に反対する部分」 <del>記入</del> 。		記載欄）法定代理人」 も「遺族・法定代理人記載欄） 遺族又は法定代理人」			
19条第1項」 の <del>以下</del> （第2項）」 も <del>是べ</del> 「第20条第2項」 も「第20条第3項」 ①「記録された_____に」 も「記録されたあなた（貴団体）に」 <del>記入</del>		未成年者 未成年者 成年被後見人			
_____「 <u>請求者住所</u> 」の <del>以下</del> （居所）」 も「第2項」 の <del>以下</del> 、 第3項」 も <del>是べ</del> 「（訂正請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。）」 も「（開示を受けた日） 年 月 日 (訂正請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。）」 も「		死者 未成年者 成年被後見人			
(訂正を求める箇所及び訂正の内容を具体的 に記入してください。)」 訂正を求める内容		住 所 （住所）  「 <u>その資格</u> 」 も「遺族又は法定代理人」 も「遺族又は法定代理人」 も <del>是べ</del> 。 6 本人が死者である場合は、「本人の住所（居所）及び氏名等」欄には、死亡時の中を記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。 回様様十一仰母「第26条第1項」 も「第26条の2第1項」 <del>以下</del> 「次の」 も「、次 の」 <del>以下</del> 「を訂正する」 も「の訂正をする」 <del>記入</del> 、「、同条第2項の規定に基づ き」 <del>記入</del> 。 回様様十二仰母「第26条第1項」 も「第26条の2第1項」 <del>以下</del> 「次の」 も「、次 の」 <del>以下</del> 「を訂正する」 も「の一部について訂正をする」 <del>記入</del> 、「、同条第2項の 規定に基づき」 <del>記入</del> 。 回様様十三仰母「第26条第1項」 も「第26条の2第2項」 <del>以下</del> 「次の」 も「、次 の」 <del>以下</del> 「個人情報を」 も「個人情報の」 <del>記入</del> 「訂正しない」 も「訂正をしない」 <del>記入</del> 、「、同条第3項の規定に基づき」 <del>記入</del> 。 回様様十四仰母「第26条第4項において準用する同条例第19条第2項」 も「第26条 を具体的に記入してください。」		「 <u>法定代理人</u> 」	

の3第2項」上「訂正するかどうかの決定をする」や「訂正決定等の」上「第26条第1項」や「第26条の3第1項」上ある回数状のたゞ次の六種類を用べ。

## 様式第15号の2 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第14条関係)

(A4判)

## 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の4の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
秋田県個人情報保護条例第26条の3 第1項に規定する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の訂正決定等をする期限	年 月 日
秋田県個人情報保護条例第26条の4 の規定を適用する理由	
事務担当課	課 班 電話番号
備考	

## 様式第15号の3 個人情報訂正請求事案移送通知書(第14条の2関係)

(A4判)

## 個人情報訂正請求事案移送通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、秋田県個人情報保護条例第26条の5第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、個人情報の訂正決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

訂正請求に係る個人情報の内容			
移送を受けた実施機関			
移送を受けた実施機関の事務担当課所等	部(所)	課(室)	班(担当)
電話番号			
移送をした日	年 月 日		
移送をした理由			
移送をした実施機関の事務担当課	課	班	
	電話番号		

## 様式第15号の4 個人情報訂正通知書(第14条の3関係)

(A4判)

## 個人情報訂正通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正をしたので、秋田県個人情報保護条例第26条の6の規定により通知します。

提供した個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年月日
事務担当課	課 電話番号
備考	

## 様式第15号の5 個人情報利用停止請求書(第14条の4関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止請求書

年 月 日

秋田県人事委員会委員長 様

(郵便番号 )

請求者 住 所(居所)

氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の  
(氏名並びに主たる事務所の所在地 )

電話番号

秋田県個人情報保護条例第26条の7第1項(第2項、第3項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	(開示を受けた日) 年 月 日		
	(利用停止請求に係る個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)		
利用停止請求の内容及び理由	利用の停止	消去	提供の停止
	(利用停止請求の内容を具体的に記入してください。)		
(利用停止請求の理由)			

(遺族・法定代理人記載欄) 遺族又は法定代理人が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本人の区分	死者	未成年者	成年被後見人
	氏名		
本人の住所(居所)及び氏名等	(郵便番号 )		
	住所(居所)	電話番号	

注1 のある欄には、該当する項目のにレ印を付してください。

- 2 法定代理人が請求する場合において当該法定代理人が法人であるときは、法人代表者印を押印の上、その印鑑証明書を添付してください。
- 3 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。
- 4 遺族又は法定代理人が請求する場合には、遺族又は法定代理人に係る注3の書類のほか、遺族又は法定代理人であることを証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。
- 5 本人が死者である場合は、「本人の住所(居所)及び氏名等」欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

(職員記載欄) この欄には、記入しないでください。

請求者本人の確認	運転免許証 その他( )	旅券	健康保険証 ( )
請求資格の確認	戸籍謄本	その他( )	
事務担当課	課	班	電話番号
備考			

## 様式第15号の6 個人情報利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利 用 停 止 の 内 容	
利 用 停 止 年 月 日	年 月 日
利 用 停 止 の 理 由	
事 务 担 当 課	課 班 電話番号
備 考	

## 様式第15号の7 個人情報部分利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報部分利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部について利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
部分利用停止とする理由	
事務担当課	課 班 電話番号
この処分に不服がある場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県人事委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県人事委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

## 様式第15号の8 個人情報非利用停止決定通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報非利用停止決定通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の10第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課	課 班 電話番号
この処分に不服がある場合の救済方法	<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県人事委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県人事委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>

## 様式第15号の9 個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止決定等期間延長通知書

記号及び番号

年月日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年月日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の11第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容		
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第1項に規定する期間	年月日から	年月日まで
延長後の決定期間	年月日から	年月日まで
延長の理由		
事務担当課	課	班
	電話番号	
備考		

## 様式第15号の10 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(第14条の5関係)

(A4判)

## 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

記号及び番号

年 月 日

様

秋田県人事委員会委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、秋田県個人情報保護条例第26条の12の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容			
秋田県個人情報保護条例第26条の11 第1項に規定する期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長後の利用停止決定等をする期限	年 月 日		
秋田県個人情報保護条例第26条の12 の規定を適用する理由			
事務担当課	課	班	
	電話番号		
備考			

謹啓  
第3項 や是べ 「是正申出に」 や「是正の申出に」 は「認める」 や「思料する」  
を求める内容 や「の申出の内容」 は「法定代理人記載欄」 法定代理人  
や「遺族・法定代理人記載欄」 遺族又は法定代理人 は  
[ ]

未成年者	未成年者	成年被後見人	成年被後見人
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
死			

者	未成年者	成年被後見人	成年被後見人
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
住所	住所	住所	住所

所」 の次に「(住所)」 や是べ 「の住

法定代理人であること」 は必ず、回謹特の次に次のものと記入されね。

5 本人が死者である場合は、「本人の住所(住所)及び氏名等」 欄には、死亡時のものを記入してください。この場合において、電話番号の記入は、不要です。

謹啓  
是正申出に係る個人情報 や「是正の申出に係る個人情報」 は  
「是正を求められた」 や「是正の申出の」 は必ずね。

蓋 署

1Jの規定せ、叶後十七世回四、四七の規定にあら。

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一號  
一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所  
者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(862)8766  
FAX印刷  
株式会社松原  
mail:matsubara@matsubarainansatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄